

新潟市 秋葉区 農業委員会だより

第 50 号

令和 2 年 9 月 1 日

編 集 ・ 発 行

新潟市秋葉区農業委員会
電話(0250)25-5525



秋の気配（撮影場所 新潟県立植物園）

内 容

農業者年金で安心・豊かな老後を

農業者の老後は「国民年金だけでは不安がある。」という意見が多い中で、安心して豊かな老後を送るために農業者年金制度の概要を簡単に解説します。

委員のリレートーク

今回は、笠原農業委員と佐々木農地利用最適化推進委員が委員活動を通じ普段感じていることをお話しします。

農業用の資産は償却資産申告が必要です

新潟市の資産税課からのお知らせです。

農林水産功労者等表彰
おめでとうございます

秋葉区農業委員会と同委員会会長が農林水産功労者等表彰を授与しました。

農業者年金で安心・豊かな老後を

～農業者の老後は国民年金だけでは不安です～

- ◎ 農業に従事する方の老後の安心に役立ちます。

国民年金 + 農業者年金

- ◎ こんな方が加入できます。

- ① 国民年金第1号被保険者
- ② 年間60日以上農業に従事
- ③ 20歳以上60歳未満の方



- ◎ **積立方式**だから自分がかけた金額は年金として**生涯もらえます**。(仮に80歳前に亡くなった場合でも、死亡一時金が遺族に支給されます。)

- ◎ 保険料は **いつでも変更** できます。

月々2万円から6万7千円まで

- ◎ 支払った保険料は全額社会保険料控除となり、所得税や住民税等の **節税** になります。

- ◎ **政策支援** (保険料の国庫補助) が受けられます。

例：認定農業者等で青色申告者で35歳未満の人は10,000円(5割)補助

問い合わせ先 秋葉区農業委員会事務局
電話番号 0250-25-5525

委員のリレートーク



農業委員
笠原 綱生

農業委員も二期目となりました。人は、普段は変わらぬ環境の中で日々小さな工夫を重ね変わっていくものですが、今、コロナ禍の中では、何事も大きく変わらなければなりません。人の集まり方、会議の仕方など、私たちも対策をしながら、何とか出来るだけ元通りの活動ができるよう工夫しています。

農業者年金の主なメリットは、積立方式で保険料はいつでも変更可能であり、終身年金。八十歳前に亡くなくても遺族に死亡一時金の支給。保険料の全額社会保険料控除など節税効果があり、さらに、認定農業者などの担い手には保険料の国庫補助があります。

老後の備えは、国民年金プラス農業者年金で安心できるのではないのでしょうか。私ももちろん加入していますが、まだ、秋葉区で対象となる方の中でも未加入の方が多くいます。農業をしている方は必ず入って欲しいものです。

詳しく知りたい方は、お近くの農業委員か秋葉区農業委員会事務局までお問合わせください。

次に、農地中間管理事業を利用した農地の集積・集約ですが、私の地域では父の代に区画整理されて以降、集積・集約も進んでおり、まだまだ必要ないものかと思っていました。最近一軒の農家が離農したことをきっかけに、新たな農地の集積・集約の必要性が出てきました。

今は、必要ないと思っても、将来の地域の農業を守っていくため

に、もう一度集落内で担い手や集積・集約の話をしてみてください。

私たち農業委員と農地利用最適化推進委員は、地域農業継続のために様々な問題解決に協力していきます。

また、農地に関する悩みは、まずは秋葉区農業委員会事務局へ相談してください。



農地利用
最適化推進委員
佐々木 克男

長かった梅雨もようやく終わりを告げ、いよいよ夏本番を迎えました。長雨のせいで、圃場の乾きも未だ十分とはゆかず、刈り取りに影響が心配される場所です。

先日、二月に行われた「人・農地プランの実質化」に向けたアンケート調査の結果が報告されました。「さわらび」に綴じ込みされていたので読まれた方も多いと思います。

それによれば、回収率三十五%とのこと。対象者を、米の出荷農家としたことから、人・農地プランにつ

いて関心が薄いのかと思いました。農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）を仰せつかったりする者にとって、活動不足を感じているところでは、また、七十%の方が後継者がおられず、四十%の方が経営の縮小又は離農を考えておられるとのこと。

「元気なうちは俺がやる。」とよくいわれます。まだ、耕作を請け負ってくれる人がいるうちは、それでいいのかもしれませんが、五年後、十年後に現役を退くとき、自分の耕作地をどうするのか、今から考えておいても早過ぎることはないと思います。

耕作されている方は、面積も増え、個人で耕作する限界に達している方が増えています。大規模営農を行うには、集落営農や法人化で取り組むのも方法だと思っています。

農家組合で集まる時、仲間が集まる時、話題の一つにしていただければ有難いと思います。

併せて、そのような時、いつでも、私ども推進委員をお呼びください。

今後も、推進委員として、地域に貢献していければと考えています。

重要 農業用の資産は償却資産申告が必要です!

固定資産税は、土地・家屋のほか償却資産（事業で使用している資産）も対象となっています。

償却資産の所有者は、その資産が所在する市町村長へ申告することが、地方税法第383条の規定により義務づけられています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少した個人事業主・中小事業者等に対して固定資産税等の特例制度があります。制度を受けるには申告が必要です。詳しくは下記までお問合せください。

お問い合わせ・申告先

新潟市 資産税課 償却資産係

〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地
古町ルフル 3階

電話 025-226-2277 (直通)

Mail shisanzei.to@city.niigata.lg.jp



農林水産功労者等表彰授与 おめでとうございます

遊休農地の解消などで優れた実績を挙げたとして、秋葉区農業委員会と、同委員会の小倉栄造会長が農林水産省から2019年度の「農林水産功績者等表彰」に選ばれました。

小倉会長は5月18日、県庁で県農林水産部の山田治之部長から表彰状の伝達を受けました。



全国農業新聞の購読をお勧めします



農業委員会系統組織が農業者の立場に立って編集・発行している「農家のための情報誌」です。

地方版では、身近なニュースもお伝えしています。

●発行日：毎週金曜日（月4回）

●購読料：1ヶ月700円（税込み）年間8,400円（税込み）

●申込み：秋葉区農業委員会事務局まで